

**平成27年10月1日から、
年金に関する法律が変わります。**

厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、本年10月1日から年金に関する法律が変わります。

つきましては、以下の点について御注意ください。

★ 10月1日以降に年金に関する申立てをされる方

年金事務所において10月1日以降に発行された情報通知書が必要となります。

※ 9月30日以前に発行された情報通知書は使用できません。

★ 9月30日以前に年金に関する申立てをされた方(10月1日以降発行の情報通知書を提出した方は除く)

年金分割の調停成立時(審判確定時)に、「申立日を証する書面」の発行手数料(150円)が別途必要になります。

東京家庭裁判所